

「令和5年度第1回高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援協議会」における委員からの意見

整理番号	委員からの主な意見		担当課	事務局の対応案		
	該当箇所	内容		内容	計画への反映	反映箇所
1	計画名称	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を見ると、男性のDV被害者が蚊帳の外のように感じる。 ・「困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」というと、やはり男性が蚊帳の外という印象を受ける。法律の名称というところもあるが、印象として男性が関係ない感じがするため、DV被害者をタイトルの先頭に移動できれば、まだ少し印象は違うと思う。	人権・男女共同参画課	・困難女性の定義が広く、法の趣旨としても大きな理念を掲げるものであるため、計画名称は現行案のとおりで考えています。 ・ご指摘のとおり、男性のDV被害者支援についても明記する必要があるため、計画策定の趣旨として男性のDV被害者支援にも触れるとともに、具体的な支援施策に「DV被害者への支援」の項目立てをして、男性が相談しやすい体制づくり等の取組項目を記載しました。	有	第1章1(1)P1 第2章II P25
2	男女共同参画の県民意識の醸成	県で実施しているソーシャルワーク研修に、ジェンダーに関するアンコンシャス・バイアスや、リプロダクティブ・ヘルスアンドライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての内容を入れていただきたい。	地域福祉政策課 人権・男女共同参画課	・「つながる支え合う高知家地域共生社会研修(ソーシャルワーク研修)」は、ジェンダーに関するアンコンシャス・バイアス等も含めて、生きづらさを抱える方に地域で寄り添える、ソーシャルワークの網の目を広げることを目的としています。 ・ご指摘のとおり、男女共同参画の県民意識の醸成に関する取組の一つとして記載しています。	有	第2章I-1 P16 第2章I-1(4)P17
3	アウトリーチ等による早期の把握	アウトリーチは様々な手法で幅広く実施していく必要があると思うため、この取組をいくつかは広げて欲しい。	人権・男女共同参画課	アウトリーチ等による支援対象者の早期把握の取組項目を追記しました。	有	第2章I-2(3)P18
4	アウトリーチ等による早期の把握	女性相談支援センター等の従来の広報が堅い感じがするため、柔らかい広報を検討してほしい。	人権・男女共同参画課	より多くの方に目に留まり、相談のハードルが下がるような柔らかい表現に留意して、効果的な広報となるよう検討します。	-	
5	相談支援の充実	「民間団体の相談支援の強化に向けた支援」について、経済的援助や人的支援が充実してこそ役割が果たせる。県全体でのバックアップについて配慮をお願いしたい。	人権・男女共同参画課	国の事業の活用など、引き続き民間団体への支援策を検討します。	-	
6	相談支援の充実	相談機関の連携というところに、相談員の質の確保に向けた連携を落とし込めれば良いと思う。相談員の質の向上とそれを支援するための連携が必要。	人権・男女共同参画課	相談員の質の確保と向上を図るためにも、関係機関との会議や研修会等を充実させて、連携強化に取り組むことを記載しています。	有	第2章I-2(3)P18
7	相談支援の充実	女性相談支援センターの強化を打ち出しているが、ニーズ調査における支援機関の認知度はソレが上回っている。今後、役割分担をどうするか。	人権・男女共同参画課	女性相談支援センターとソレの連携を密にして、個々の支援対象者のニーズに沿った支援を充実させていきます。	-	
8	支援の中核機関の機能強化	支援体制を安定したものにするためにも、女性相談支援員の処遇改善と研修の実施が大事。	人権・男女共同参画課	ご指摘のとおり、支援対象者が相談しやすい安定した相談体制の構築が重要であるため、困難女性支援法施行後の状況も踏まえながら、引き続き検討していきます。	-	
9	関係機関の連携強化	法テラスや弁護士会との連携についても触れてほしい。	人権・男女共同参画課	・支援に関わる関係機関として明記しました。 ・メンバーになっていただいているDV対策連携支援ネットワーク会議の開催などを通じて、具体的な取組の中で連携を強化していきます。	有	第1章1(7)P5 第2章III-3(2)P29
10	高知型地域共生社会	本計画は、地域共生社会の実現に向けて困難女性やDV被害者への支援を抜粋したものなのか、地域共生社会の実現に向けた方針といったものなのか、その位置づけを教えてください。	人権・男女共同参画課	ご指摘のとおり、地域共生社会は県の理念であることから、本計画の基盤を支えるものとして、困難女性支援やDV被害者支援とは別の項目立てをして、取組項目を記載しました。	有	第1章4-IV P15 第2章IV P29
11	全体	取組項目の中で、困難女性支援法に基づく計画、DV被害者支援計画、あるいはその両方を対象としたもの、というような区別はあるのか。	人権・男女共同参画課	ご指摘のとおり、第1回協議会時の素案では、DV被害者支援に関する部分が混在し、分かりづらくなっていたため、支援施策体系と具体的な支援施策に「DV被害者への支援」の項目立てをして、取組項目を記載しました。	有	第1章4-II P15 第2章II P25
12	全体	女性に限らず、多様な属性のDV被害者も対象とすることが書き込まれているが、何らかの形でタイトルや本文にも反映できるとよいのでは。	人権・男女共同参画課	・困難女性の定義が広く、法の趣旨としても大きな理念を掲げるものであるため、計画名称は現行案のとおりで考えています。 ・ご指摘のとおり、男性や性的マイノリティの方のDV被害者への支援についても、計画策定の趣旨で触れるとともに、具体的な支援施策の「誰もが相談しやすい体制づくり」と「一時保護体制の充実」の中で、取組項目を記載しました。	有	第1章1(1)P1 第2章II-2(4)P26 第2章II-3(3)P27
13	全体	これまで、女性が対等だという考えが進んでも、法律については止まっていたところを、今回抜本的に変えたのは素晴らしいことなので、それをアピールしていくことができればと思う。	人権・男女共同参画課	女性保護の根拠法が売春防止法から困難女性支援法に変わったことを周知しながら、多くの関係者と連携して本計画の適切な進捗管理に努めます。	-	
14	全体	県内の相談窓口の電話番号や所在地の一覧表を、役場だけでなくスーパーなど様々なところで見られるようにすることを考えられないか。	人権・男女共同参画課	ご協力いただける病院・歯科医院・小売店・美容院等での相談カード設置、バスや電車内のポスター掲示、街頭啓発活動などを行っています。今後も効果的な広報について検討していきます。	有	第2章I-2(1)P17
15	全体	市町村職員の意識をどう高めるかが重要であり、特に意識づくりや知識を広げるということを重点的に取り組む必要がある。	人権・男女共同参画課	ご指摘のとおり、市町村職員の意識づくりは重要であり、計画の策定や女性相談支援員の配置の呼びかけや、研修講師の派遣等に取り組むことを記載しています。	有	第2章I-4(3)P20
16	全体	相談員や関係機関のネットワークづくり、顔が見えるプラットフォームづくりが、県域でも必要ではないか。	人権・男女共同参画課	県及び市町村の支援調整会議や、ブロック別関係機関連絡会議、DV対策連携支援ネットワーク会議の開催に取り組むことを記載しています。	有	第2章III-3 P29
17	全体	SNSは相談において有効なツールであると思うし、顔が見えないからこそ、男性も女性も人に言いたくないような相談ができるのではないかと感じる。	人権・男女共同参画課	ご指摘のとおり、SNS等を活用した相談を行うことを記載しています。今後も効果的な相談手法が各所で実施されるよう検討していきます。	有	第2章I-2(2)P17
18	全体	相談を受けた後、誰かに相談したいとなった時には、関係機関同士のつながりが重要。	人権・男女共同参画課	民間団体や関係機関の連携を強化して、支援対象者への相談支援の充実に取り組むことを記載しています。	有	第2章III-2 P28 第2章III-3 P29
19	全体	子ども食堂やスクールソーシャルワーカー、民生委員など、普段の生活の中で、支援の対象者と接する方々に研修や情報提供をすることで、対象者を拾い上げていくことができると思う。	子ども家庭課 地域福祉政策課 人権・男女共同参画課	子ども食堂等の居場所の提供促進や、民生委員への情報提供に取り組む中で、支援対象者への支援に取り組めます。	有	第2章I-3(1)P18 第2章I-2(3)P18

「令和5年度第1回高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援協議会」における委員からの意見

整理番号	委員からの主な意見		担当課	事務局の対応案		
	該当箇所	内容		内容	計画への反映	反映箇所
20	全体	相談するためには教育が必要。「これは訴えても良い」、「これは犯罪だということを言っても良い」ということを伝えなければならない。そのためには、子どもに関わる学校、保育園、幼稚園の先生への教育に取り組んでいくことも必要。	教育委員会 幼保支援課 特別支援教育課 保健体育課	・県教育センターでは、各キャリアステージごとに、「乳幼児期からの人権教育」等のコマを設け、保育者の人権感覚を磨く研修の実施や、保育者の日々の実践において、子どもに自尊感情が養われ、自分の思いが伝えられるよう教育・保育を行っています。 ・特別支援教育課は障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別の指導である「自立活動」に関する研修を設定し、教員は児童生徒のニーズに応じて、自分の気持ちを他者へ適切に要求したり相談したりする手段や対応について指導方法を学んでいます。 ・現在、県教育委員会が作成した『性に関する指導の手引き』や、内閣府と文部科学省が共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等を使用し、被害に遭ったときの対応を含めた性被害防止のための指導を各学校に依頼しており、養護教諭等を対象とした研修会でもこの内容について説明・周知しています。	有	第2章Ⅰ-1(4)P17
21	全体	相談窓口での守秘義務と情報共有の範囲を決めておくことが重要。相談に来る人が「安心して相談できる」という安心感を伝えていく必要がある。	人権・男女共同参画課	ご指摘のとおり、守秘義務や情報共有の範囲を決めておくことは、支援対象者に安心して相談していただくためにも非常に重要であるため、引き続き相談業務に携わる職員への研修を徹底します。	有	第2章Ⅰ-2(3)P18
22	全体	支援調整会議に限らず、知っていただくという意味で、企業にメンバーになってもらうのも良いかと思う。	人権・男女共同参画課	協力企業について検討していきます。	—	
23	全体	関係機関だけでなく、様々なところに知っていただき、支援いただくということも盛り込んでいただきたい。	人権・男女共同参画課	女性相談支援センターと民間団体等の情報共有や連携の強化を記載しています。	有	第2章Ⅰ-2(3)P18
24	全体	何らかの形で温かく受け入れてもらえる就労支援や、就労しながらスキルを身につける支援、長期的に経済的に自立できるような支援など、そうした役割を企業に検討してもらえれば。	人権・男女共同参画課	協力企業について検討していきます。	—	
25	全体	女性相談支援員あるいはそれに代わる支援者の増加に関し、何らかの達成目標値を設ける予定か。	人権・男女共同参画課	KPIを設定する予定であり、内容を検討しているところです。	記載欄有	第3章2 P30
26	全体	構成が分かりづらく、検討が必要。入口支援、自立支援など少し大きな区分で見せられないか。地域共生社会は地域の取組の中で触れても良いと思う。	人権・男女共同参画課	・ご指摘のとおり、第1回協議会時の素案では、DV被害者支援に関する部分が混在し、分かりづらくなっていたため、支援施策体系と具体的な支援施策に「DV被害者への支援」の項目立てをして、取組項目を記載しました。 ・地域共生社会は県の理念であることから、本計画の基盤を支えるものとして、困難女性支援やDV被害者支援とは別の項目立てをして、取組項目を記載しました。	有	全体
27	その他	小中学生、未就学児の情報をどこから取るのか。教育委員会が積極的に関わって、被害を受けている子どもの声を聞くことも大事だと思うので、検討して欲しい。	教育委員会 人権教育・児童生徒課 幼保支援課	・県では、全公立学校へのスクールカウンセラーの配置や、24時間SOSダイヤルの実施などにより、子どもや子どもに関わる教員等が身近に相談できる環境を整えているところです。 ・保育所・幼稚園等では、乳幼児は自分を温かく受け入れてもらえる保育者との信頼関係の中で、自分の思いも表現できるようになるため、日常の教育・保育を丁寧に行い、普段からの様子を把握できるよう努めています。	—	
28	その他	児童相談所では18歳未満の児童を対象としているが、18歳になって行き場のない支援対象者への連携策が必要。	人権・男女共同参画課	行き場のない支援対象者のためにも、関係機関の連携強化に取り組むことを記載しています。	有	第2章Ⅲ-3 P29